

⑥ やむを得ない理由があり、失効後3年を経過したかた

試験の免除はありません。

※ ただし、平成13年6月20日より前にやむを得ない理由が発生した方

は、**やむを得ない理由が終了した日から1ヶ月以内に適性試験・学科**

試験に合格し、講習を受講すると運転免許証が交付されます。

※ やむを得ない理由及び期間を証明できるもの、その他申請に必要な

書類【⑤やむを得ない理由あり、免許失効後6ヶ月を超え3年以内の方

と同様】をご用意願います。

※ 有効期限切れの運転免許では運転できません。

※ 有効期限切れの運転免許で運転すると**無免許運転**となります。